

10章 幕藩体制の動搖

問題

解説

【着眼点】

問1・問3は、基本的事項なので、問題はないだろう。問2も基本的な設問であり、「一揆」の本質的意味を理解していれば容易である。

【知識の整理】

●本居宣長

本居宣長（1730～1801）は、伊勢国飯高郡松坂（三重県松阪市）の木綿商小津家に生まれる。19歳の時に紙商今井田家に養子に出されるが肌に合わず、21歳の時に実家へ戻った。23歳で医学修業のため京都へ上り、漢学・医学などを学び、松坂に帰郷してから小児科医を開業する一方、国学にも本格的に取り組むようになり、研究と門人の教育に従事した。1763（宝暦13）年5月、宣長はたまたま松坂を訪れた国学者賀茂真淵と対面し、同年12月に真淵に入門、以後真淵からは書簡の往復を通じて教えを受けた。そしてこれを契機にひたすら「古道」の探求におもむいた。35年を費やして1798（寛政10）年『古事記伝』44巻を完成。その総論にあたる著作「直毘靈」^{なおびのみたま}で古道論を展開し、激しい漢意批判と皇國の優越を主張した。

18世紀後半に、本居宣長が出現したということは、思想史上的一大事件であった。第一に、それは從来からあった学問としての国学を1つの思想に作りかえた。そのことによって第二に、当時支配的だった儒学・仏教、とくに前者を「からごころ」として主要な論敵に設定し、時代の思想界に独特の活性化をもたらした。第三に、「道」の源を記紀二典の神々に求めていったことによって、鎖国以来1世紀以上、いつしか漠然と形成されていった文化的なナショナリズムに明確な根拠を提供した。

しかし、それ以上に宣長国学が世に広げた影響は、都市農村に形作られつつあった新興の知識層に、儒学（とくに朱子学）の道徳主義的な自己陶冶ではなく、神代より「おのづから」ある、ありのままの暮らしぶりを「神ながらの道」として肯定したことにあるといえよう。

『秘本玉くしげ』は、1787（天明7）年に、紀州藩主徳川治貞（松坂は紀州藩領）に為政者の心構えを説いて献上したものであり、『玉くしげ』の後段に当たる部分である。長い間「秘本」とされたが、1851（嘉永4）年に幕末尊攘派志士の佐久良東雄により刊行された。

●一揆

一揆は特定の問題の解決や目的達成のために結成された集団のことである。あらゆる階層の人々によって様々な形態で結ばれた。中世には、地域的な領主・国人の軍事的な連合としての国人一揆、名主・百姓らが莊園領主に対して年貢の減額・免除や代官の罷免を要求する莊家のー揆、土民が幕府や守護などに徳政を要求した土一揆・徳政一揆、信仰をともにした一向一揆、土豪・地侍を中心とした郡・国規模の国一揆・惣国一揆、また近世の百姓一揆など、時代、地域、結

成の目的や期間、参加者の階層・範囲などは多様で、活動形態も闘争・武装蜂起から地域の自治運営の確立・組織まで様々である。人々が神前で誓約する一味神水の儀を経て一味同心することにより神と一体化した一揆が形成され、その要求・目的は神の意志・神慮として正当性を持ち、通常の法や権力などを越えた特別の力を持つ存在と認識されていった。また一揆は、日常の血縁や身分などの諸関係を断ち切った平等な関係の構成員が行う衆議により、集団の意志目的が決定される公正で自立的な集団と認識され、新たな人々の結合・人間関係をしばしば形成した。

百姓一揆は、江戸時代に百姓らが集団を形成して起こす反領主闘争で、1590（天正18）年から1877（明治10）年の間で、3700件余り発生したとされる。百姓経営の成立・存続を求め、それを阻害する諸施策、具体的には年貢重課・諸課役負担・専売制などの排除を求める、領主に非合法的に訴願するものであった。闘争形態としては、強訴・逃散・打ちこわし・越訴などがある。近世の一揆は、例えば山城国「一揆中」のように、強大な侵入者の撤退をも実現できるような、常に結ばれている地域勢力ではなく、「泰平」を約束された穏和な生活者が為政者の「撫民」の違約を批判し、苛法撤廃を求めて御禁制を犯すことで起こす一揆であった。

●松平定信

白河藩主松平定信は1787（天明7）年6月、幕府の老中首座に就任した。清新な青年宰相の登場に人々は大きな期待を寄せ、以後定信は1793（寛政5）年まで幕政をリードし諸改革を断行したが、これが寛政の改革である。改革直前の状況を見ると、武士の世界では金やコネによる出世が一般的風潮となり、士風の退廃が顕著になった。農村では貧富の差が激しくなり、年貢収奪のみならず、地主による小作料収奪という二重の過重負担に耐えかねて没落する貧農が続出し、手余地・荒地が多くなった。天明年間に相次いだ天災・飢饉は、農村の荒廃に一層の拍車をかけ、百姓一揆が続出した。一方、離村した貧農たちは都市に流入し、その社会秩序を動搖させた。寛政の改革は、このような諸矛盾の克服をめざした。すなわち綱紀の肅正、本百姓体制の再建、都市秩序の維持といった課題への対処を通して、民衆蜂起の再発防止と幕府財政の建て直しをはかろうとしたのである。

寛政の改革における農政の主眼は、農業人口の回復増加と耕地面積の復旧増大、つまり本百姓体制の再建にあった。備荒貯穀の郷倉設立奨励令、他国出稼ぎ制限令、旧里帰農令などは、そのための具体策であった。圍米は米穀を備荒貯蓄することで、1789（寛政元）年に諸大名に米穀の備蓄を命じ、翌年以降は江戸・大坂・京都の穀倉にも貯蔵させた。また各地に社倉・義倉・常平倉の三倉が飢饉に備えての穀物を蓄えた倉として設置された。一方、「荒地起返并小児養育御手当御貸付金」という名目の公金貸付政策は、この期の農政的一大特色で、諸国の代官を通じて富裕農民に1割前後の利子で貸し付けられ、その年々の利金が荒地起返（耕地面積の増大）と小児養育（農業人口の増加）のための政策資金となった。

【解答のポイント】

問 1

本居宣長。『古事記』研究。国学大成

漢意を排して日本古来の「古道」へ

問 2

中世の一揆 = 結ぶ一揆：あらゆる階層で結ばれる自立的集団

↓ 檢地・刀狩などの兵農分離政策

近世の百姓一揆 = 起こす一揆：反領主闘争

問 3

松平定信

天明の飢饉で農村荒廃

⇒ 本百姓体制維持：農民の出稼ぎ制限。旧里帰農令。廻米。社倉・義倉。公金貸付

解答例

問 1 本居宣長。『古事記』などの日本古典の実証的研究を通じて、外来思想である漢意を排し、儒教・仏教伝来以前の日本古来の精神である「古道」へ戻ることを主張し、国学を大成させた。問 2 中世では、特定の問題の解決や目的達成のために、あらゆる階層の人々によって様々な形態で結ばれた自立的集団のことを一揆と呼び、時には武装蜂起に及ぶこともあった。一方近世には、太閤検地・刀狩などの兵農分離政策により中世の一揆は解体されたが、百姓らは年貢減免や専売制廃止などを求め、非合法に集団を形成して、反領主闘争である百姓一揆を起こした。問 3 松平定信。天明の飢饉によって荒廃した農村を復興させるため、農民の他国への出稼ぎを制限し、旧里帰農令を出して、江戸に流入した農民の帰村を奨励し、本百姓体制を維持しようとした。また、飢饉に備えて大名に廻米をさせるとともに、社倉・義倉などを各地に設けて米穀を蓄えさせ、公金貸付も行った。

(397 字)

添削課題

解説

【着眼点】

江戸時代中期における農村の変容が問われている。知識的には教科書の範囲の出題であるが、年表の利用ということがもう1つのポイントになる。まず年表を系統別に整理してみよう。またその際、農民の階層に分けて考えてみることが必要である。

【知識の整理】

●享保期の年貢増徴政策

8代将軍徳川吉宗が就任した1716（享保元）年当時には幕府の財政は逼迫していた。もちろん現在のような明確な予算が建てられていたわけではないのでおよその数値ではあるが、その赤字額は年間170万両に及ぶともいわれていた。

吉宗は前将军時代に新井白石が定めた種々の儀礼の廃止や幕府が行う法会・寺院建立の制限に努め、また1722（享保7）年には大名・旗本に生活の緊縮を命じたのに始まり、1731（享保16）年以降数度にわたって儉約令を出すなど財政の緊縮にも努めたが、これと並行して幕府財政の増収もはかり、新田開発・年貢増徴の2つの政策を進めていった。

①新田開発

1722（享保7）年7月、幕府は江戸日本橋に新田開発の高札を掲げて、それまで開発の難しかった天領・私領の入り組んだ地域への新田開発を奨励した。この政策が、願文の出願所を三都の奉行所にするなど、三都を中心とする豪商の出資を期待したものであることは明らかであろう。町人請負新田（越後紫雲寺潟新田など）はこの時初めて公認され、投下資本に対して15%ほどの小作料を認めることによって寄生地主の成立を認めることとなった。また、翌年には開発代官に新田年貢の10分の1を終身支給する法令も出し、代官見立新田（下総東金新田、武藏見沼新田など）にも期待した。

②年貢増徴

元禄以来、農村における商品作物生産の増大に伴って農業生産力は増大していたが、それらは幕藩領主の年貢収入には反映せず、吉宗就任時には年貢徴収の比率はおよそ3公7民にまで低下していた。

この原因を代官以下の地方役人の不正にあると見た吉宗は、新設された勝手方老中水野忠之の下、勘定所勝手方・代官所という縦の支配系統を整備して不正代官の摘発に努めるとともに、農政の熟練者（『民間省要』の著者田中丘閑や『田園類説』の著者小宮山昌世など）を代官に登用して税収の確保をめざした。

また年貢の増徴そのものにも取り組み、1722（享保7）年の上げ米令によって急場をしのぐ一方（上げ米令は1731（享保16）年に停止される）、それまでの検見法に代わって定免法を採用して年貢収入の安定を策し、定免の年貢率も年季切れ時に引き上げて1727（享保12）年には4公6民から5公5民にまでなった。さらに1737（元文2）年、勘定吟味役から勘定奉行となった神尾春央が施行した有毛検見法（検地帳に記載された田畠の品位にかかわらず実際の収穫高に年貢を課す）は年貢増徴を一層押し進め、この間、幕府の年貢収納高は（享保の飢饉

の影響により減少した時期はあるものの) 順調に増加し、1744(延享元)年には江戸時代最高の180万余石を記録し、1746(延享3)年から1755(宝暦5)年の10年間の平均は166万余石にも上った。

●農村の階層分離と地主制の進行

このような幕府の年貢増徴政策は、『本佐録』(本多正信著とされる)に見られる「百姓は財の余らぬように不足ないように」といった一定限度の小農保護政策から、神尾春央の言といわれる「胡麻の油と百姓は絞れば絞るほど出るものなり」(本多利明『西域物語』)への小農保護放棄の政策への転換でもあった。定免法が小農にとってより過酷なものであったことは、当時熟練の勘定吟味役でもあった辻守參(『辻六郎左右衛門上書』を記している)も指摘しているが、これら一連の年貢増徴政策と、農民の担税能力の確保をめざした甘譜・櫨・菜種・朝鮮人參などの商品作物栽培の奨励による貨幣経済の農村への浸透は、小農層の窮乏を深め、元禄以来進行していた農村の階層分離を一層促進した。

元禄以降の商品作物栽培の発達による貨幣経済の農村への浸透の中で、窮乏した農民層が耕作地を手放すようになったが、田畠永代売買の禁令の下では、売却による耕作地の譲渡は認められず、入質してそれを流す形での耕作地の譲渡が通例であった。1722(享保7)年の質地流し禁令は、質入れという形の事実上の土地売買による本百姓の没落と、地主-小作関係の拡大を防ぐためのものであったが、越後頸城や出羽長瀬における、小作人の大規模な質地取り戻し一揆(質地騒動)の結果の同法の撤回は、質地地主制を容認することとなり、1744(延享元)年、幕府は寺社奉行大岡忠相らの建議を受けて田畠永代売買の禁令の緩和を命令した。

こうして土地を集積した質地地主の中には、新田開発への投資によって農村に進出してきた都市の商人層などと同じく、自らは耕作に関与せずに高率の小作料を取る寄生地主になる者も現れ、彼らの中には高利貸しや醸造業・絞油業・織物業などの農村加工業に手を染めて在郷商人化するものも現れていた。

一方、享保の改革以降増加していた年貢収納高が宝暦頃(1750年代)には頭打ちになり、消費支出の増大に伴い再び財政が悪化してきた幕府や、三都の豪商たちの大名貸しに頼る赤字の累積に窮乏していた諸藩は、農村における富農・地主層の成長を財政再建に利用することを構想し、商品流通の統制においてもその収奪を強めるようになった。

諸藩においても肥後熊本藩の細川重賢による蠟の専売などの殖産興業政策などがあるが、幕政においても田沼意次が登場して重商主義政策を採り始めたのが宝暦・明和期(1750~60年代)である。

田沼の流通統制政策は、直接農民から収奪するのではなく、株仲間の拡大を通して行われたことに特徴があった。田沼は在郷商人や在村の加工業者に在方株を作らせて江戸・大坂の特権商人と結びつけて収奪の強化をはかり、1760(宝暦10)年に大坂・堺・平野に繰綿延売買会所を、1781(天明元)年には上野・武藏に47カ所の絹糸貰目改^{きぬいとかんめあらためしょ}所を設けて一部豪商・豪農の流通独占をはかったり、1770(明和7)年には摂津・河内・和泉の農村絞油業に在方株を作らせるなどしたが、これら一連の政策には一般農民の反発も強く、繰綿延売買会所は1787(天明7)年に、絹糸貰目改所は設置した年に廃止されることになった。

●重商主義政策と一揆の頻発

農村の階層分離の進行は、農村内での富農・地主層と貧農・小作層との階級対立の激化も招き、小作料の引き下げや村役人の交替などを要求する村方騒動を頻発させることとなるが、このことは同時に、富農層がもはや農民の利益の代表者ではなくなったことも意味した。享保以降、いわゆる代表越訴型の一揆が影を潜め、数カ村または一藩全体の規模での惣百姓一揆が増加してくる原因是ここにある。

享保期の年貢増徴政策に対しては、幕領では1729（享保14）年の陸奥岩代の信夫・伊達郡54カ村の農民による年貢減免・夫食米給与要求の一揆が起こり、大名領では1726（享保11）年に美作津山藩の農民による年貢返還要求の山中一揆が起こった。幕藩領主の年貢増徴政策の進行や新規運上の賦課による収奪の強化につれて一揆の規模も拡大し、1745（延享2）年には神尾春央の増徴政策に対して摂津・河内・和泉・播磨4カ国の大名領農民が京・大坂の町奉行所や朝廷にまで訴願する大規模な一揆が起こり、また、大名領においても1738（元文3）年の陸奥磐城平藩、讃岐丸亀藩の一揆があり、宝暦期には1754（宝暦4）年に筑後久留米藩、美濃郡上藩一揆が起こるなど全藩一揆が続発した。

明和期に入り、幕府が在方株の設置を奨励し、諸藩の国産制が進行するなど、収奪が商品流通過程に及ぶと、一揆の要求項目には専売・運上反対などの流通政策に関するものも加わり、1764（明和元）年に信州に起こり、上州・武州へと波及した伝馬騒動や、1781（天明元）年に幕府が上野・武藏に設置した絹糸貰目改所に反対した上州絹一揆などが起こったが、これらの一揆勢の標的となったのは代官所とともに宿場の在郷商人や村役人宅であり、ここには幕藩権力と結びついて収奪を強めようとする在郷商人・富農（豪農）と一般農民との対立の深刻化が見られる。一揆の性格が、江戸時代前半期の領主対農民の対立という図式から、領主・豪農対農民という図式へと変化してきていることが見て取れる。

【解答のポイント】

①幕府の政策とその影響

享保以降の年貢増徴政策と新田開発⇒中小農の没落⇒農村の階層分離

②富農層の動き

小農の土地を集積して質地地主化⇒寄生地主化・在郷商人化⇒幕藩権力と結びつく

③貧農層の動き

領主権力・在郷商人と対立⇒大規模な村方騒動・一揆の頻発

解答例

享保期に始まる年貢増徴政策と新田開発の奨励は、中小農民の没落と富農層による土地の集積を促し、質地地主制を進行させた。富を集積した地主層は次第に在郷商人化して商工業に進出し、領主権力と結びついていった。一方、農村の階層分離は中小農民と領主・豪農の対立を生じさせ、村方騒動や一揆の頻発を招くことになった。

(150字)

J3J
東大日本史



会員番号	
------	--

氏名	
----	--